

平成29年9月29日 招集

平成29年門真市教育委員会第9回定例会

議 案 書

門真市教育委員会



議事日程

門真市教育委員会第9回定例会  
 平成29年9月29日（金）午後2時  
 本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第36号	平成29年度門真市教育功労者の表彰について	1
第4	議案第37号	平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表について	9
第5	議案第38号	平成29年度大阪府中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について	11
第6	議案第39号	門真市立旧第六中学校運動広場内体育館敷地の変更について	13
第7	議案第40号	門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則及び門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について	16

## 議案第36号

### 平成29年度門真市教育功労者の表彰について

門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）の規定に基づき、次の者を平成29年度門真市教育功労者として表彰するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年9月29日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

#### 提案理由

教育功労者を平成29年11月3日の「文化の日」に表彰するにつき、本案を提出するものである。

規程	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏名 生年月日 (年齢はH29.11.3現在)	業 績	主な活動・経歴
第6号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあった者				
第1条 教育委員会事務局及び委員会の所管に属する学校等の職員				

規程	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏名 生年月日 (年齢はH29.11.3現在)	業 績	主な活動・経歴
第3号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあった者				
第2条 委員会の所管に属する学校等の生徒、児童又は園児				

規程	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏名 生年月日 (年齢はH29.11.3現在)	業 績	主な活動・経歴
第3号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあった者				
第3条 在住・在勤の者及び公私の団体に所属する者				

規程	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏名 生年月日 (年齢はH29.11.3現在)	業 績	主な活動・経歴
第3号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあった者				
第3条 在住・在勤の者及び公私の団体に所属する者				



規程	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏名 生年月日 (年齢はH29.11.3現在)	業 績	主な活動・経歴
第3号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあった者				
第3条 在住・在勤の者及び公私の団体に所属する者				

規程	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏名 生年月日 (年齢はH29.11.3現在)	業 績	主な活動・経歴
第3号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあった者				
第3条 在住・在勤の者及び公私の団体に所属する者				

教育功労者一覧表

平成24年度～28年度

年度	学校教育関係		生涯学習関係	
	氏名	区分	氏名・団体名	所属団体
24	馬場 宏一 松倉 晴明 辻本 里沙	学校医 学校歯科医 第二中学校	小井戸 静江 加藤 春治 知見 浩史 井上 治久 山根 直樹 門真市剣友会 絵本ことの葉会	文化協会 体育協会 体育協会 スポーツ少年団本部 ボーイスカウト協議会 スポーツ振興課 図書館
25	西田 龍三 石田 安代 辻川 覚志 藤田 雄子	学校医 学校医 学校医 学校薬剤師	鈴木 尚子 西口 眞弓 神田 三枝子 小西 政子 中尾 一郎 門真市剣友会	文化協会 子ども会育成連合会 体育協会 体育協会 スポーツ少年団本部 スポーツ振興課
26			戸田 善隆 (戸田愛楓) 鎌田 正義 坂根 勉 中道 清榮 門脇 辰亨 北口 玲子 山田 由雄	月曜書道の会 青少年育成協議会連合会 子ども会育成連合会 文化協会 スポーツ少年団 体育協会・ソフトテニス連盟 体育協会・卓球連盟
27	西 竜輝 揚野 勝弥	第四中学校 第三中学校	中出 悦子 矢田 知子 山下 博文 岡本 芳夫	音楽協会 文化協会 スポーツ少年団 体育協会
28	柏木 直樹 西村 貴子 副島 之彦 山本 貴士 村上 優妃	学校医 学校園薬剤師 幼稚園歯科医 第四中学校 第五中学校	雨森 陽子 市川 順子 高須賀 務 土川 昭 宮島 榮 保村 涼太 揚野 勝弥	文化協会 子ども会育成連合会 門真はすねクラブ 空手道協会 体育協会・バドミントン連盟 スポーツ少年団・柔道クラブ 日本橋道場

## 議案第37号

### 平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

平成29年度全国学力・学習状況調査の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

平成29年 9月29日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

#### 提案理由

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果が8月28日に公表されたことに伴い、本市の結果概要を教育委員会で報告するとともに、市民に対してホームページ等で公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

平成29年度 全国学力・学習状況調査  
結果概要（公表内容）

- 1 小・中学校 結果概要
- 2 小学校（国語・算数）  
標準化得点を活用した過去7年間の推移
- 3 中学校（国語・数学）  
標準化得点を活用した過去7年間の推移
- 4 児童生徒質問紙・学校質問紙の主な概要

## 議案第38号

平成29年度大阪府中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について

平成29年度大阪府中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

平成29年9月29日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

### 提案理由

平成29年度大阪府中学生チャレンジテスト（3年生）の結果が10月に大阪府から公表されることに伴い、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

## 平成29年度 中学生チャレンジテスト

### 結果概要（公表内容）

中学3年生（国語・社会・数学・理科・英語）

平均得点

標準化得点

門真市の取組

## 議案第39号

### 門真市立旧第六中学校運動広場内体育館敷地の変更について

門真市立旧第六中学校運動広場内の体育館敷地を行政財産（教育財産）から普通財産に変更するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年9月29日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

#### 提案理由

門真市立旧第六中学校運動広場内の体育館敷地を、同体育館を廃止し、まちづくり事業用地として供用することに伴い、行政財産（教育財産）から普通財産に変更するにつき、本案を提出するものである。



## 敷地及び建物の変更をする教育財産

- |               |   |
|---------------|---|
| 1. 変更する教育財産   | 門真市立旧第六中学校運動広場内体育館                                |
| 2. 所在地        | 門真市中町1番25号  |
| 3. 変更する敷地及び建物 | 土地1769.93m <sup>2</sup> 、建物1,146.08m <sup>2</sup> |
| 4. 変更年月日      | 平成29年10月1日  |
| 5. 所管する課      | 総務部管財統計課  |

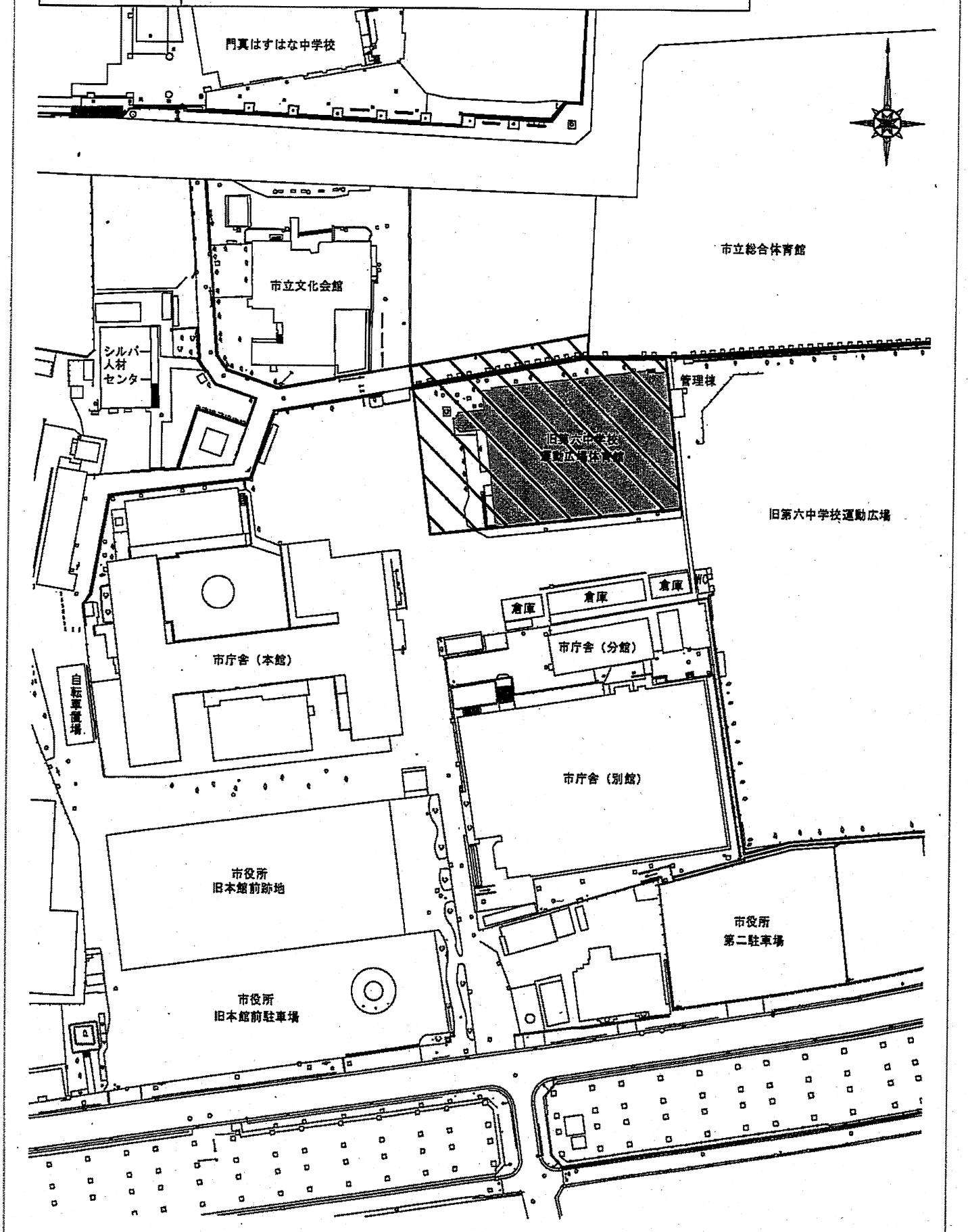
凡 例



用途廃止しようとする教育財産（土地）1,769.93㎡



用途廃止しようとする教育財産（建物）1,146.08㎡



## 議案第40号

門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則及び門真市立社会  
体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について

門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則（平成24年門真市教育委員会規則第1号）及び門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年9月29日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 提案理由

門真市立旧第六中学校運動広場内の体育館を廃止することに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則及び門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部を改正する規則

(門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の一部改正)

第1条 門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則(平成24年門真市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(開場時間)</p> <p><b>第2条</b> 門真市立旧第六中学校運動広場(以下「運動広場」という。)の開場時間は、<u>午前8時から午後10時までとする。</u>ただし、門真市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(開場時間)</p> <p><b>第2条</b> 門真市立旧第六中学校運動広場(以下「運動広場」という。)の開場時間は、<u>次の表のとおりとする。</u>ただし、門真市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">体育館</td> <td style="text-align: center;">午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グラウンド</td> <td style="text-align: center;">午前8時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開場時間	体育館	午前9時から午後10時まで	グラウンド	午前8時から午後10時まで
施設名	開場時間						
体育館	午前9時から午後10時まで						
グラウンド	午前8時から午後10時まで						
<p>(事前登録)</p> <p><b>第5条</b> 条例第2条第1項の規定により運動広場を使用しようとする者は、あらかじめ、委員会の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について委員会に登録しておかなければならない。</p>	<p>(事前登録)</p> <p><b>第5条</b> 条例第3条第1項の規定により運動広場を使用しようとする者は、あらかじめ、委員会の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について委員会に登録しておかなければならない。</p>						
<p>(特別設備の設置等の申請)</p> <p><b>第16条</b> 条例第9条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、第6条第1項の使用許可申請に併せて申請しなければならない。</p> <p>2 特別設備の設置等又は条例第9条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、使用者の負担とする。</p>	<p>(特別設備の設置等の申請)</p> <p><b>第16条</b> 条例第10条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、第6条第1項の使用許可申請に併せて申請しなければならない。</p> <p>2 特別設備の設置等又は条例第10条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、使用者の負担とする。</p>						
	<p>(入館の制限)</p> <p><b>第20条</b> 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館への入館を禁</p>						

改正後	改正前
<p>第20条 略</p>	<p>じ、又は体育館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理運営上支障があると認められる者</p> <p>第21条 略</p>

改正後

様式第1号 (第6条関係)

門真市立旧第六中学校運動広場使用許可申請書

略

略

略

改正前

様式第1号（第6条関係）

門真市立旧第六中学校運動広場使用許可申請書

略

使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 体育館（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 片面）	<input type="checkbox"/> グラウンド
---------	--	--------------------------------

略

略

改正後

様式第2号（第10条関係）

門真市立旧第六中学校運動広場使用許可書

略

略



改正前

様式第2号 (第10条関係)

門真市立旧第六中学校運動広場使用許可書

略

使用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 ( <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面) <input type="checkbox"/> グラウンド
略	

改正後

様式第3号 (第15条関係)

門真市立旧第六中学校運動広場使用辞退届

略

略

略

改正前

様式第3号 (第15条関係)

門真市立旧第六中学校運動広場使用辞退届

略

使用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 ( <input type="checkbox"/> 全面 <input checked="" type="checkbox"/> 半面) <input type="checkbox"/> グラウンド
略	

略

改正後

様式第4号（第19条関係）

門真市立旧第六中学校運動広場建物等汚損等届

略

門真市立旧第六中学校運動広場の建物等を次のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立旧第六中学校運動広場条例第11条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

略

略

改正前

様式第4号（第19条関係）

門真市立旧第六中学校運動広場建物等汚損等届

略

門真市立旧第六中学校運動広場の建物等を次のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立旧第六中学校運動広場条例第12条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

略

使用施設	<input type="checkbox"/> 体育館（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面）	<input type="checkbox"/> グラウンド
略		

(門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正)

**第2条** 門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

様式第1号 (第6条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書

略

略

会 場	市民プラザ[ <input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 ( <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場) ] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 <input type="checkbox"/> 旧第六中学校運動広場 <input type="checkbox"/> テニスコート
	総合体育館[ <input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他 ( )

略

略

改正前

様式第1号 (第6条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書

略

略

会 場	市民プラザ[ <input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 ( <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場) ] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場
	旧第六中学校[ <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート 総合体育館[ <input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他 ( )

略

略



改正後

様式第2号 (第8条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可書

略

略

会 場	市民プラザ[ <input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 ( <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場) ] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 <input type="checkbox"/> 旧第六中学校運動広場 <input type="checkbox"/> テニスコート
	総合体育館[ <input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他 ( )
略	

改正前

様式第2号（第8条関係）

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可書

略

略

会 場	市民プラザ[ <input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 ( <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場) ] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 旧第六中学校[ <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート 総合体育館[ <input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他 ( )
	略

改正後

様式第3号 (第9条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用辞退届

略

略

会 場	市民プラザ[ <input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 ( <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場) ] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 <input type="checkbox"/> 旧第六中学校運動広場 <input type="checkbox"/> テニスコート
	総合体育館[ <input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他 ( )
略	

改正前

様式第3号 (第9条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用辞退届

略

略

会 場	市民プラザ[ <input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 ( <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場) ] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場
	旧第六中学校[ <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート 総合体育館[ <input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他 ( )
略	

改正後

様式第4号 (第10条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用結果報告書

略

略

会 場	市民プラザ[ <input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 ( <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場) ] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 <input type="checkbox"/> 旧第六中学校運動広場 <input type="checkbox"/> テニスコート
	総合体育館[ <input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他 ( )

略

略

改正前

様式第4号(第10条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用結果報告書

略

略

会 場	市民プラザ[ <input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 ( <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場) ] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場
	旧第六中学校[ <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート 総合体育館[ <input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他 ( )

略

略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則又は門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の様式により提出されている申請書等は、改正後の門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則又は門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の様式により提出されたものとみなす。